

新	旧	備考
海外投資（不動産等）保険約款 平成29年4月1日 17-制度-00010 <u>沿革 令和2年2月28日 一部改正</u>	海外投資（不動産等）保険約款 平成29年4月1日 17-制度-00010	
第1章 （略）	第1章 （略）	
第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条 （略）	第2章 てん補の範囲及びてん補責任額 第2条～第7条 （略）	
（免責） 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の <u>役員</u> 、代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）の故意又は重大な過失により生じた損失 二～三 （略） 四 <u>被保険者等が不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反によって取得した不動産に関する権利等について生じた損失</u> 五 第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失	（免責） 第8条 日本貿易保険は、第20条第3項に規定するもののほか、次の損失をてん補する責めに任じない。 一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくはこれらの者の代理人若しくは使用人（以下「被保険者等」という。）の故意又は重大な過失により生じた損失 二～三 （略） 四 第10条に規定する保険期間の開始日前に生じた事由による損失	
（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除） 第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～四 （略） 2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一～二 （略） 三 <u>被保険者等が</u> 、不動産に関する権利等の取得に関して不正競争防止	（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除） 第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。 一～四 （略） 2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一～二 （略） 三 <u>保険契約者又は被保険者が</u> 、不動産に関する権利等の取得に関して	

新	旧	備考
法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 四 （略） 3 （略）	不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき 四 （略） 3 （略）	
第10条 （略）	第10条 （略）	
第3章 保険契約者又は被保険者の義務 第11条～第18条 （略）	第3章 保険契約者又は被保険者の義務 第11条～第18条 （略）	
（贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等） 第18条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 <u>2 被保険者等が不動産に関する権利等の取得に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u>	（贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務） 第18条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第4章～第5章 （略）	第4章～第5章 （略）	
第6章 保険金の支払 第24条～第25条 （略）	第6章 保険金の支払 第24条～第25条 （略）	
（保険金請求権の消滅時効） 第26条 保険金請求権は、損失の発生から<u>3</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 （略）	（保険金請求権の消滅時効） 第26条 保険金請求権は、損失の発生から<u>2</u>年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 （略）	
第7章 （略）	第7章 （略）	
第8章 雑則 第32条～第37条 （略）	第8章 雑則 第32条～第37条 （略）	

新	旧	備考
<u>(約款の改正)</u> <u>第38条</u> 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。		
(手続事項) <u>第39条</u> この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	(手続事項) <u>第38条</u> この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	
(準拠法令) <u>第40条</u> この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	(準拠法令) <u>第39条</u> この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。	